

消費者裁判手続特例法（2016年6月）

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律が成立、公布されたことにともない、以下の通り補訂をさせていただきます。

■ 13 頁本文 20 行目

……も公表されている。

その後、独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 43 号）によって、センター法 3 条の改正、10 条 7 号および 43 条の 2 の追加、特例法 75 条 4 項の追加などがなされ、特定適格消費者団体が行う仮差押えについて、センターが代わって担保を立てることが可能となった（補訂情報 196 頁参照）。これは、十分な資金を調達できないために、特定適格消費者団体が仮差押えによって相手方事業者の財産を保全する機会を逸し、届出債権者の権利の実現が困難になる事態の発生を防ごうとするものである。

■ 196 頁本文 22 行目

……民保 12Ⅲ但書）。

仮差押えについては、違法な仮差押命令によって債務者たる事業者が被る可能性のある損害を回復するために、債権者たる特定適格消費者団体に対して裁判所が担保の提供を命じることがある（民保 14 I）。担保の提供は、金銭や有価証券を供託所に供託するなどの方法によるが（民保 4、民保規 2）、届出債権が多額にのぼると想定されるときには、仮差押えの目的物の価額を反映して、担保も相当額に達する場合があります（大判昭和 17・12・10 民集 21 卷 1159 頁、名古屋地判昭和 42・5・12 判時 491 号 66 頁参照）。このようなときに、担保のための資金を調達できないことから、特定適格消費者団体が仮差押えによって相手方事業者の財産を保全する機会を逸し、届出債権者の権利の実現が困難になる事態の発生を防ぐ必要が認められる。

「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 43 号）によって、独立行政法人国民センター法 3 条（センターの目的）が「重要消費者紛争についての法による解決のための手続を実施し、及びその利用を容易にすること」（下線が追加部分）と改められ、これを受けて、同法 10 条 7 号「特定適格消費者団体……が行う同法第 56 条第 1 項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てること」が付加され、さらに、センターが担保の提供に必要な資金を調達するための長期借入金の規定（同 43 の 2。短期借入金は、独立行政法人通則法 45 条による）が設けられたことは、第三者による担保提供が認められることを踏まえて、このような必要に応えるためである。

そして、申立てをなす特定適格消費者団体の側でも、仮差押命令の発令にあたって担保提供が求められたときには、円滑かつ効果的に対応する必要がある。そこで、上記の法改正の一環として、特例法 75 条（特定適格消費者団体の責務）に 4 号が追加され、「特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う独立行政法人国民センター法（平成 14 年法律第 123 号）第 10 条第 7 号に掲げる業務が円滑かつ効果的に実施される

よう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない」と規定している。この連携協力努力義務を前提とすれば、特定適格消費者団体は、仮差押えの申立てをなすに先立って、仮差押えの必要性や規模（被保全債権や目的物）、本案訴訟勝訴の見込みなどについて、センターなどと十分な協議をし、求められるであろう担保の額についても意見の交換をすることが望まれよう。

なお、特定適格消費者団体が本案訴訟で勝訴し、判決が確定するなどの場合には、事業者の損害賠償請求権が存在しないこととなるから、担保の事由が消滅するために、担保の取消しの決定がなされ（民保 4Ⅱ、民訴 79Ⅰ）、担保として提供した金銭は、センターに返還する。逆に、特定適格消費者団体が本案訴訟で敗訴し、判決が確定したなどの場合には、事業者は、その損害賠償請求権についてセンターが供託した金銭から優先弁済を受けることができる（民保 4Ⅱ、民訴 77）。この場合には、センターとしては、担保の提供を求めた特定適格消費者団体に対し求償権を行使し（民 650Ⅰ）、事業者の損害賠償請求権を代位行使することができる（民 500）。